

# 2020年度 緊急授業料減免制度について<2次募集>

(学生修学支援臨時交付金事業による授業料減免制度)

2020年12月

## 【制度概要】

### (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情で授業料の納付が困難となった学生が、経済的な理由で修学を諦めることのないよう、今年度に限り本学独自の減免制度を設けます。

### (2) 対象者

在学中で、(4)の家計に係る基準、(5)の学業成績基準を満たし、大学が減免の必要を認める学生。  
高等学校等卒業時から本学入学までの年数や学生の住居形態[自宅生・自宅外生(下宿)]は問いません。  
ただし、次の学生は、対象外となります。

- ・本制度の1次募集において採用された者(授業料の減額を受けた者および高等教育の修学支援新制度を併用し、今年度全額授業料の免除が決定した者)
- ・高等教育の修学支援新制度を利用し、授業料の全額免除を受けている者(前期・後期とも支援区分Ⅰの学生)
- ・留年した者【修業年限4年を超過した者(休学期間は除く)】
- ・2020年度において1年間の休学をした者
- ・聴講生並びに科目等履修生

※1次募集で不採用になった方は、家計状況に変化があった場合、2次募集に申請可能です。

※日本学生支援機構給付奨学金家計急変に新規採用され学生は、この緊急授業料減免制度の対象者となります。別途申請は不要です。

### (3) 減免額

2020年度の年間授業料 535,800円から1/3(178,600円)を減免し、採用者には返金を行います。

例) ・今年度、授業料の減免を受けていない方.....1/3(178,600円)が返金されます。

・今年度、高等教育の修学支援新制度を利用し、授業料の2/3を減額された方.....残り1/3を返金し、全額免除とします。

・今年度、高等教育の修学支援新制度を利用し、授業料の1/3を減額された方.....さらに1/3を返金します。今年度の授業料は1/3(178,600円)となります。

※詳しい減免額(返金額)は、採用時に個別連絡します。

### (4) 家計に係る基準

以下の①②③のすべてを満たすこと。

- ①新型コロナウイルス感染症やその他の事情により学生本人および生計維持者の2020年1月～12月の収入見込みが2019年1月～12月に比べて著しく影響を受けていること(生計維持者の病気、死別、離別、自然災害による被災等の事情も含む)。
- ②給与所得者(公的年金受給者を含む)世帯は、生計維持者の2020年1月～12月の合計収入見込みが概ね500万円以下、給与所得者以外の世帯は2020年1月～12月の合計所得の見込みが概ね325万円以下であること。
- ③申請日時点の学生本人と生計維持者の資産額の合計が以下の基準額未満であること。
  - ・生計維持者2人の場合、2,000万円未満
  - ・生計維持者1人の場合、1,250万円未満

※生計維持者は原則父母とし、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人が生計維持者となります。

※生計維持者の収入もしくは所得は、父母ともにいる場合、その合計額とします。

⇒次頁に続く

## (5) 学業成績基準

2020年度前学期終了時の要卒累計修得単位数が次の表に定める数を満たすこと。

年次	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
要卒累計 (修得)単位数	16単位以上	48単位以上	79単位以上	111単位以上

### 【申請方法】

#### (1) 次の①～③の書類を提出してください。

- ①緊急授業料減免制度申請書<2次募集>(ダウンロードし、**学生本人が手書きで記入**してください。)
- ②2020年度(令和2年度)市区町村の課税証明書(2019年1月～12月の収入証明となる書類です)  
※生計維持者のもの。学生本人が市区町村民税を課税されている場合は、学生本人のものも提出してください。  
原本必要(コピー不可)。  
※課税証明書には、次の項目が記載されている必要があります。市区町村で発行できない場合は、申し出てください(追加書類が必要になる場合があります)。
  - ・課税標準額                      ・調整控除額                      ・税額調整額                      ・扶養家族の数
  - ・合計所得額                      ・総所得金額等                      ・控除等に係る本人該当区分
- ③以下のA～Dのいずれかの書類  
※生計維持者のもの。2人の場合は、両方の書類を提出してください。
  - A: 2020年の源泉徴収票(コピー可)
  - B: 2020年(1月～12月)の給与明細書(賞与がある場合その明細書も含む)(コピー可)
  - C: 2020年1月から12月までの売上高等がわかる書類(帳簿や休業・廃業がわかる書類)(コピー可)  
および2019年1月～12月までの売り上げ等がわかる書類
  - D: 国や地方自治体が、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた受給証明書(コピー可)

#### (2) 申請期限

2021年1月29日(金)まで

申請書類を受理後、状況確認のため、面談等を行う場合や追加書類の提出をお願いする場合があります。

#### (3) 以下のいずれかの方法で、学生係まで提出してください。

- ① 3号館1階事務局窓口へ持参 ※窓口受付9:00～17:00(土日祝除く) 12月28日～1月3日は窓口休止
- ② 郵送  
〒620-0886 京都府福知山市字堀3370 福知山公立大学 学務・学生支援グループ 学生係 宛  
※「2020年度 緊急授業料減免制度申請書類」と明記してください。指定外の方法で郵送された場合、受け付けできないことがあります。  
※ 2021年1月29日(金) **消印有効**とします。

#### (4) 審査結果

2021年2月下旬にポータルサイトより通知します。

### 【備考】

- (1)2020年に入ってから家計状況が急変した方は、高等教育修学支援制度の一環である、日本学生支援機構 給付奨学金家計急変に申し込みができる場合があります。また、貸与奨学金緊急採用(第一種)、応急採用(第二種)への申し込みもできる場合があります。遠慮なく相談してください。
- (2)今回の緊急授業料減免制度以外に、本学では、「公立大学法人福知山公立大学学生修学支援貸付金」を設けています。年間を通じて受け付けていますので、希望者は申請してください。

### 【問い合わせ・相談】

学務・学生支援グループ 学生係 [student@fukuchiyama.ac.jp](mailto:student@fukuchiyama.ac.jp) もしくは 0773-24-7100(代)